

業務委託契約書案

1 業務名及び業務番号

2 履行場所

3 履行期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

4 業務委託料 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
円)

5 契約保証金

上記の業務について、発注者と受注者とは、別添の条項によって業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 舞鶴市

舞鶴市長 印

受注者 住所

氏名 印

(総則)

- 第1条 舞鶴市（以下「発注者」という。）及び受注者は、この契約書に基づき、舞鶴市統一学力診断テスト業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 前項の規定によるこの契約及び仕様書（以下「仕様書等」という。）に明記されていない事項については、発注者と受注者とが協議して定める。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、これを相手方に交付するものとする。

(業務主任担当者)

- 第3条 受注者は、業務履行について業務内容の管理をつかさどる業務主任担当者（当該業務に関し、主として指揮・監督を行う者。）を定め、発注者に書面によりこの契約締結後7日以内に通知するものとする。

(業務計画書の提出)

- 第4条 受注者は、この契約締結後14日以内に仕様書等に基づいて業務計画表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務計画表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は仕様書等が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務計画表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて前2項の規定を準用する。
- 4 業務計画表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(監督職員)

- 第5条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。
- 2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、仕様書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
- (1) 発注者の意図する業務内容を完了させるための受注者又は受注者の業務主任担当者に対する指示
 - (2) この契約書及び仕様書等の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - (3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の業務主任担当者との協議
 - (4) 業務の進捗状況の確認、仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査
- 3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この契約書に定める書面の提出は、仕様書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督職員を置かないときは、この契約書に定める監督職員の権限は、発注者に帰属す

る。

(権利義務の譲渡等)

第6条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

(再委託の禁止)

第7条 受注者は、業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(契約の保証)

第8条 受注者は、この契約の締結と同時に、頭書の業務委託料の10分の1以上の契約保証金を発注者に納付しなければならない。ただし、発注者においてその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

2 発注者は、この契約が完了もしくは第17条及び第18条の規定により契約が解除された場合は、受注者の書面による請求により契約保証金を返還する。ただし、受注者の発注者に対する債務が残存するときは、この限りでない。

3 発注者は、契約保証金について利息を付さない。

(委託業務の調査等)

第9条 発注者は、必要があると認めるときは受注者に対して業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(委託業務内容の変更等)

第10条 発注者は、必要がある場合には業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第11条 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は受注者が負担するものとする。ただし、損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

2 前項に規定する損害が天災その他の不可抗力によって生じた損害であって、これをすべて受注者に負担させることが著しく公正を害すると認められるときは、発注者は、その一部又は全部を負担する。

3 前2項に規定する発注者の負担額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(履行の確認)

第12条 受注者は、各月の業務を完了したときは、遅滞なく業務完了届を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に業務の完了を確認するための検査を行う。

3 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに履行して発注者の検査を受けなければならない。

(委託料の支払い)

第13条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、業務委託料を請求するものとする。ただし、発注者が仕様書等において請求時期を別に定めた場合は、この限りでない。

2 発注者は、前2項の請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に、委託料を支払わなければならない。

(発注者の催告による契約の解除権)

第 14 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当の理由なくして通常考えられる契約履行のための着手時期を過ぎても着手しないとき。
- (2) 頭書の期限内に完了しないとき又は頭書の期限内に完了の見込みがないと認められるとき。
- (3) 正当の理由なくして発注者又は発注者の指定する職員の指揮監督に従わないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない契約の解除権)

第 15 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 6 条の規定に違反して契約代金債権を譲渡したとき。
 - (2) 受注者がこの契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (4) 契約の目的の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (6) 第 17 条又は第 18 条の規定によらずに受注者がこの契約の解除を申し出たとき。
 - (7) 契約の相手方としての資格を欠くこととなったとき。
- 2 発注者は、第 14 条又は前項に定めるもののほか、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 49 条の排除措置命令、第 62 条第 1 項の納付命令又は第 64 条第 1 項の競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。
- (2) 受注者が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを棄却し、又は却下する判決が確定したとき。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、受注者が談合等の不正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。
- (4) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)に関して刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 若しくは第 198 条の規定又は独占禁止法第 89 条若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 16 条 第 14 条各号又は前条第 1 項各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第 17 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第 18 条 受注者は、契約事項の変更により頭書の契約代金が 3 分の 2 以上減じ、又は履行期

限が2分の1以上短縮されたときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第19条 第17条又は前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 頭書の期限内に契約の目的を達することができないとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第14条又は第15条の規定により契約の完了前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 契約の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第2項の場合（別紙「暴力団等排除に関する特約条項」第2条の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、頭書の契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。
- 6 受注者は、第15条第2項に該当するときは、契約履行の完了の前後を問わず、又は発注者が契約を解除するか否かを問わず、委託料の総額の10分の2に相当する額を損害賠償金として発注者の指定する期間内に納付しなければならない。ただし、不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に該当する行為により、同条第1号から第3号までの規定による契約解除をされた場合においては、この限りでない。
- 7 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき損害賠償を請求することを妨げるものではない。

(受注者の損害賠償請求等)

第21条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第17条又は第18条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 前項の規定による賠償額は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
- 3 第13条第3項の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約解除に伴う措置)

第22条 この契約が解除された場合において、既に履行された部分があるときは、発注者は、

当該履行部分に対する業務委託料相当額を支払うものとする。

(違約金、損害賠償金の控除)

第 23 条 受注者がこの契約に基づく違約金又は損害賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額につき、発注者の指定する期間を経過した日から遅延日数に応じて、年 3 パーセントの割合で計算した利息を付して徴収する。

2 前項の違約金又は損害賠償金は、発注者の支払うべき業務委託料と相殺することができる。この場合において、なお不足があるときは当該不足額を追徴する。

3 前項の場合において、発注者は、相殺の充当の順序を指定することができる。

(業務従事者災害等)

第24条 受注者は、委託業務の履行に関し生じた受注者の委託業務従事者の災害等については、全責任を持って措置し、発注者は何ら責任を負わない。

(受注者の法令上の責任)

第25条 受注者は、業務委託従事者に係る労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定その他による労務に関する一切責任を負わなければならない。

(秘密の保持等)

第26条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は、受託業務の履行過程において得られた記録簿等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(暴力団等排除に関する特約条項)

第 27 条 暴力団等に対する契約の解除等の措置については、別記暴力団等排除に関する特約条項の定めるところによる。

(疑義の解決)

第28条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じ発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

暴力団等排除に関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が付される契約(以下「特約対象契約」という。)と一体をなす。

(暴力団等排除に係る措置)

第2条 発注者は、受注者(当該受注者が共同企業体である場合は、その構成員を含む。以下同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員(受注者が個人である場合はその者を、法人である場合はその役員をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - (2) 法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員(以下「暴力団等」という。)が実質上経営に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等(実質上経営に関与している役員でない者を含む。以下同じ。)が、業務に関し不正に財産上の利益を得るため、又は債務の履行を強要するために暴力団等を使用したと認められるとき。
 - (4) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
 - (6) 特約対象契約に係る下請契約、資材・原材料の購入契約その他の契約(以下「下請契約等」という。)の相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該下請契約等を締結したと認められるとき。
 - (7) 特約対象契約に係る下請契約等の相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当する場合に、発注者による当該下請契約等の解除の求めに従わなかったとき。
 - (8) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる者に代金債権を譲渡したとき。
- 2 受注者は、前項の規定により特約対象契約が解除された場合は、違約金として、契約金額(単価による契約にあっては当該単価に契約期間内の予定数量を乗じて得た額、長期継続契約にあっては当該年度の支払予定額)の100分の10に相当する額を、発注者が指定する期限までに支払わなければならない。この場合において、契約保証金等が納付されているときは、発注者は、当該契約保証金等を前項の違約金に充当することができる。

(関係機関への照会)

第3条 発注者は、特約対象契約から暴力団等を排除するために必要と認める場合は、受注者に対して、役員等の構成その他の必要な情報の提供を求めることができるものとする。

2 発注者は、前項の規定により得た情報を、管轄の警察署に提供し、受注者が第2条第1項各号のいずれかに該当するかどうかについて、照会することができるものとする。

(不当介入等に対する措置)

第4条 受注者は、特約対象契約の履行に当たり、暴力団員等から業務妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求(以下「不当介入等」という。)を受けたときは、速やかに発注者に報告するとともに、警察署への届出を行うものとする。

2 受注者は、特約対象契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等から不当介入等を受けたときは、当該下請契約等の相手方に対し、速やかに報告するよう求めるとともに、警察署への届出を指導するものとする。

3 発注者は、前2項の規定による措置を適切に行ったことにより履行遅滞等が発生するおそれがあるときは、工程の調整、工期の延長等の必要な措置を講ずるものとする。